

各小・中学校長 様

西海市教育委員会学校教育課長

新型コロナウイルス感染症対策にかかる
部活動の取扱いについて（2月22日時点）

標記、部活動の取扱いについては、令和3年2月8日付、2西海学第301号での通知内容に基づき、実施しているところです。

その後、県内の感染者数等は減少し、県全体の感染段階が、警戒警報（ステージ3）から注意報（ステージ2）に引き下げられました。しかし、佐世保市においては、引き続き警戒警報（ステージ3）が発令されるなど、感染抑制のための持続的な対策の徹底が必要であり、依然として警戒を緩めることができない状況にあります。

については、各学校における部活動に関しては、当面の間、下記に基づいた取扱いとします。

なお、参考として各県立学校あてに通知されている文書を添付します。

また、日々状況が変化しているため、感染の状況によっては今後も対応を見直すことがあることを申し添えます。

記

1 部活動の実施について

- 部活動においては、「学校の新しい生活様式」の第3章「具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について」に基づき、十分な新型コロナウイルス感染症対策の措置を講じた上で、実施可とする。
- 健康観察を実施し、体調がすぐれない生徒は参加させないこと。（発熱、咳やのどの痛みなど）
- 部活動への参加については、生徒本人・保護者の意向を尊重すること。

2 大会等の参加について

- 合同練習会や練習試合、合宿、演奏会、地域行事への参加など、他校等との交流は、県内のみとする。（県外チームを県内に招聘することも含む。）
- 大会への参加については、県内のみとするが、中央競技団体等や中体連・中文連が主催・共催・後援する全国大会・九州大会・県大会等への出場は可とする。ただし、参加の場合は、事前に西海市教育委員会と協議すること。（県HPに掲載の「感染者が拡大している地域」などを参考に、該当地域の感染状況に十分注意し、移動や宿泊先における感染防止対策を徹底すること。）
- 感染症対策の観点から宿泊は伴わない方が望ましいが、宿泊を伴う場合には、「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第4版）」を参考として、十分な対策を講じること。